

# 日本林業経済史論 1

西川 善介

はしがき

1945年8月15日の我が国敗戦のショック以来、戦後の日本史にある種の歪みがあり、その見直しのためには、林業の歴史を取りあげて検討することが不可欠だと考えて、歴史の研究を始めた。そういう意図から今回一報告を纏めてみた。

まず次の事実は、本稿の課題である林業の核心部分を象徴的に語っているので、紹介しておこう。

宗教哲学者梅原猛氏は、日本が世界で最も誇るべきものとして、「私は日本の森であると答えたい。日本においては全国土の67パーセントが森林であり、しかもその森のうちの54パーセントは天然林です。先進国にしてこれだけの森を保有している国はありません。」といい、「どうして日本にこのように多くの森が残されたのでしょうか」と自問した上で、その原因は日本の場合、古代において農業が遅く輸入されたこと、その農業が（西欧のように）牧畜を伴わない稲作農業であったことにあるとされている（梅原猛『「森の思想」が人類を救う』186頁、1991年、小学館）。確かに同氏の説明するように日本の現在（昭和37年）の林野面積比率は国土全体の67%（したがってその森林の46%が人工林）であって、この数字は世界総平均の33%とくらべて2倍であり、ヨーロッパ先進国の30%、北米の39%、中央アメリカの27%よりは

るかに上廻っている。もっとも発展途上国の場合でも、たとえば東南アジアのマレーシアが77%で日本よりやや高いが、その他はタイが63%、インドネシアが61%、フィリピンが59%、ビルマが58%、台湾が56%で、いずれも日本より低いのである。日本の森林の比率が高いのは先進国の間だけではないのである（『山村振興と林業』21頁、1965年、地球出版）。そこでいま、梅原氏が気がついておられない一層重要と思われる事柄を指摘しておけば、梅原氏は、日本の森林の半ば以上が古代からだいたいそのまま現在に至るまで維持されてきたように考えてしまっておられようのだが、実は現在の日本の林野面積のうち人工林46%は勿論のこと、天然林54%についてもその大部分は人力の加わらない「原始林」では決してないということである。要するに古代から現在までの長い歴史の間に、森林の育成＝育林への何らかの営みが、数知れない沢山の人々によって加えられてきた結果なのである。その点を見逃してしまえば、これから説明していこうとする林業の歴史は全く意味をもたないことになってしまう。以上を前置きにした上で本論に入ろう。

日本の林業は、近世のうちに現在に至るまで続いてきている林業の歴史の基礎を作りあげてきている。そこで、本稿では、近世を中心にして日本林業の展開の過程と、同時に日本林業の歴史的特殊性とを、主として経済史の側面から記述しようとしたものである。

世界の歴史の上で、というのはヨーロッパと比較して日本では全国的規模で産業としての林業がいち早く確立した国なのである。その時代が近世である。西洋近代史上での最先進国イギリスの場合は、後述するように産業としての林業を持続的に経営することを可能とする育林事業が一般に成立するのが、やっと第一次大戦後である（西川「林業の比較史的考察」〔『林業経済』1990年9月号〕）。ドイツが西欧の中で比較的早く19世紀中頃である（カール・ハーゼル『森が語るドイツの歴史』1985年、山縣光晶訳、158頁下、1996年、築地書館）。本稿は、そういう意味では注目してよい歴史をもつ日本の林業（主として用材林）について、できるだけ実証的に明らかにしたいのだが、その歴史的事実は残念ながら敗戦後の専門家の間ではほとんど認識されておられない。そしてむしろ、日本林業は明治維新の「開国」以降、西欧の影響のもとに発展してきたと考える専門家が少なくないのである。たとえば明治以後の林業の歴史に精通されていた林学者（東大教授）鳥田錦蔵氏は、「徳川時代の農林業の沈滞は実にその封建的土地所有に原因している」として、明治初年の地租改正——官民有土地区別の過程で「林野所有区分確定の事業から」林政百年の歴史が始まった（鳥田錦蔵「林政百年概史」〔『日本林業年鑑』1969年、1頁〕）と述べているようにである。もっとも同氏の場合は、近世の地方資料をその後駆使して研究されるようになった1974年『流筏林業盛衰史』（土井林学振興会）以来、その点の再検討を始めておられたが残念ながら未完成に終わった。なお、ここで専門家といったのは大学の林学科で林政学（または林業史）に関係のある研究の従事者である。林学科は、日本では24大学に開講されているが、ヨーロッパ先進諸国では「林業部をもつのは大抵一大学、多くても数大学に過ぎない」（塩谷勉『林政

学』2頁、1973年、地球社）といわれているほど、日本では多かったのである。ところで、さきの鳥田氏の見解は、戦後における林政史の代表例としてあげたのであるが、敗戦前のこの分野では必ずしもそうではなかった。実はそこにもこれから詳細にする戦後日本史学の間接的ながらの影響を感じるが、その点はいずれ後述する。たとえば同じく林学者（東京帝国大学教授）藪部一郎氏の『林業政策上巻』（1940、目黒書店、下巻未完）においては、「人工造林を経済的に行った歴史は我国では比較的早く、徳川幕府の初期から、所謂優良林業地と称せられる各地に於て、杉檜等を林業的に播種し、植樹し、挿木した。併し欧羅巴で歐洲唐松の人工植栽を盛に行ふやうになったのは、19世紀中葉以後のことである。」（145頁）といい、また他の箇所では、「幕府及び各藩の官林」の場合には、「財政上の目的から集約的な直営林業が経営せられ、純国有林の性質を有した。此種の山林は私有林と異なり、主として天然更新によったものであって、秋田藩の御直山<sup>おじき</sup>などでは一部分杉の植樹をしたが、人工造林は寧ろ例外に属する。現在日本三大美林と称せられる木曾の五木の林、秋田の杉林、青森の櫛林<sup>じば</sup>は御手山によって成立したものであって、私有林たる優良林業地の人工造林と対立する。」（153頁）といっている。もっとも後者の場合は、明治維新後の新政権によって「上から」導入を強制された、あるいは素朴に西欧の所有権概念（ローマ法）に裏打ちされた官林とか国有林の用語で、近世まで伝統的に通用してきた林野所有の法的歴史が歪曲されていて、その用法は敗戦後の研究成果からみて法律社会学（＝法社会学）上認められ難いが、いま植林の形態だけからみれば、本報告で明らかにするように近世林業経済史上、注目に値する指摘をも行っていたのである。

ところで、一方、歴史を専門とする日本近世

史（または経済史）研究の方では敗戦後においては、ひと言でいって封建制をあまりにも過剰に強調してきた傾向に直接・間接に拘束されてか、本報告で明らかにしてゆくような歴史的傾向は、近世を典型的封建社会とみてきた近世史家の間ではこれまであまり関心を示してこなかったのである。そういうわけで、敗戦後の日本で支配的であった日本近世史、殊に下部構造とか基礎構造といわれる経済史に対しては、その理論の再検討の意味をもこめて本報告で明らかにしていきたい。

## 第一章 課題と研究史（方法論を兼ねて）

### 第一節 原始産業としての林業

林業とは、農業や鉱業と共に原始産業の一つで、主として林産物（その中心は用材で、ほかに薪炭材等が主要産物である）の生産と流通の過程にかかわる経済活動である。諸種の建築材である用材はともかく薪炭材などは、現在では「燃料革命」以来ほとんど重視されなくなってしまったが、それこそ近世のはるか以前からもっとも重要な一般的商品であった。そして、そういう林産物の生産と流通が恒常的に行われた地域を林業地と称している。

以上のような近世林業の発展過程を具体的に見ていく場合、種々な要因が直接・間接に作用しているために、地域によって様々な展開の過程を辿っているのが歴史的事実である。たとえば同じ幕府領であっても地域によって全く異なった様相を示している。また同一の藩においてもしばしば地域差が顕著で、さらに同一地方に属していてもこの点是否定できないのである。あるいはまた、多くの林業地は近世に成立してくるが、後述で詳細にする京都北部の林業のよ

うにそれ以前に林業地として成立している地域もあり、また逆に、江戸西部の四谷丸太の産地のように近世のうちに最盛期を送って明治期以降は衰退し、消滅してゆく地域もある。例をあげてみよう。大蔵永常『広益国産考』（天保15年〔1844〕）に「江戸四谷丸太とて四谷新宿（内藤新宿と号す  
甲州口の驛場也）より一里ほど左右の在不毛の平地によく生ひ立ち柱位になりたるを伐りて江戸へ出し、皮をはぎてみがけば、吉野丸太の磨きて床の間の柱に用ふる位に紛ふ様なる木肌なり。此地は平面にして土は黒ほこ（黒くかるき油気  
なき土をいふ）などのかるき山土に似て、田はまれに畑がちにて下土也。然れども右柱に取るばかりにて大材はすくなし。」（87頁、岩波文庫）の如くである。そういうわけで、まず第一に、それぞれ地域によって異なる近世林業の展開の過程を全体として統一的に説明することが大変に困難な問題を含んでいる。ところが、これまでの近世史家の林業に関する諸報告を見ていると、そういう問題を全く意識しなかったり、あるいは自ら調査研究した特定地域の報告を、あたかも近世林業の代表例（または典型例）のようにとり扱っている場合がほとんどである。そこで、以下に、そういう問題を最初に説明していこうと思う。もっともそれには、どうしても必要になってくる林業に関する前提的な知識から最小限にでもふれておくことが必要であろう。

### 産業としての林業の自然的、技術的特質

原始産業の一つである林業は、自然条件に強く規制された産業であるので、そこから当然ながら種々な特質をおびている。林業の生産過程は、地上において樹木を育成していく育林生産過程と成木を伐採してその素材を市場（または消費地）まで輸送していくその伐出生産過程とにいちおう区別できるが、この区別は後述でふれるように歴史上重要な意味を担っている。

## 炭竈里



京都の北郊鞍馬山附近は、古くから製炭業が発達していた。山村の婦女子は之を背に負って市中へ搬出した。(拾遺都名所図會)

(イ) まず、林業は、同じ原始産業である鉱業等と異なって再生産、すなわち育林が可能である。薪炭材資源の育成であれば10年から20年かかるが、用材の場合は人工造林であれば早くて30年前後、天然更新の場合は100年またはそれ以上のまさに気が遠くなるような長年月の育成期間が要求される。その点、同じ原始産業の農業（米作等）のように植付けから収穫までに一箇年でいちおう完了するという産業とは大いに異なっている。もっとも西欧では用材林のもっとも早い針葉樹（唐松）の伐採でも60～80年である（カール・ハーゼル『森が語るドイツの歴史』160頁、築地書館）。カール・マルクス『資本論』（6冊目143頁、岩波文庫）では育林は100年にかかると見ていた。日本の場合は、雨量が多く高温多湿のため、林業がヨーロッパに先駆けて確立した最大の自然的要因がここにある。しかしもちろん、自然条件だけが日本において林業地を早期に実現させたわけでは決してないことに注意が必要である。

(ロ) 次に、用材の場合は、伐採された素材の重量や容積が巨大なために近代的輸送機関の発達しなかった近世においては、生産地から材木

市場までの水上運搬の便・不便がほとんど林業地の成立を決定している。もっとも、江戸西部に広がる四谷丸太（足場丸太）産地、岐阜・名古屋等の消費地に近い今須林業地、京都の北山林業地等は用材でも例外的に人馬や車による陸送に負っていた。また薪炭材の場合は、人の背や牛馬で消費地へ運搬することから始まっているから、その点で必ずしも河川運搬にしばられない。さらに用材の一部である樽のように近世では伐採現場で丸太を一定の長さ（5、6尺）に切り、それを四つ割等にして中心部を取り去って半製品にして搬出するものも同様である。また栓皮（屋根葺用）、栓物やあるいはその他木地屋の作る椀・盆・杓子等も入れてよいだろう。

なお、ここで経済史上とくに注意しておきたい点は、樽（一部の板類も含む）や薪炭材の産業としての成立は、用材一般よりはるかに早いことである。たとえば14世紀後半の作『庭訓往来』に諸国の名産のうちに京都近郊の「小野炭」、「大原薪」がよく取りあげられているが、実はこれらの産物ははるか以前の平安期、さらに遡って奈良朝時代の都市の市場へ生産者によ

年中行事絵巻 6



古代社会—平安時代の京都民衆の生活 京都朝廷の大極殿（後には清凉殿）で、毎年正月8日から14日まで、御齋會（ごさいえ）といつて、僧侶が、金光明最勝王經を講説して、國家の安寧をいのる儀式がある。天武天皇9年（681年）ごろからはじまり、奈良・平安時代には、もつとも盛んで、鎌倉時代からだんだん衰えていった。これはそのもつとも盛んな平安時代の御齋會の式場の外部のさまで、集つた京都の民衆が、夜のこことて、たいまつをかざしたり、焚火したりしながら、頭に物をいれたもろぶたを戴いたり、炭俵のような物を背負つたり、片肌ぬぎで火にあたつたりするなど、いろいろな行動をとつている。（西岡虎之助『日本文学における生活史の研究』より転載）

る単純商品生産として運ばれていたものである。重要なことなので例をあげて説明してみよう。たとえば都市の成立についてある論者は経済的観点から規定して「商工業の所在にして外部より不斷の食料品移入を必要とする一地区」（小野晃嗣「近世都市の発達」〔岩波講座『日本歴史』所収、1934年〕）といっておられるが、その点では「食料品」と共に必ず「薪炭材」をも付け加える必要があるだろう。

まず、正倉院文書によれば、天平宝字6年（762）に東大寺の写経所が平城京の東西の官設市で購入した大口の物品のなかには<sup>アジキス</sup>纒120匹、紙1万5200枚、白米35石と共に薪64荷、炭100籠がその銭用帳に記載されている。経済史上問題は、それらの商品を誰が生産し、販売したかであるが、雑令によると皇親及び5位以上の者が禄物や封戸の調貢物を売却することだけは認められていたが、市場での経済活動は禁止されていたのである。また、延喜式によると、平安京の官設市には東市は51店舗、西市が33店舗、

それぞれ特定商品を取り扱ったが（竹内理三「古代後期の産業経済」〔中央公論社『新日本史講座』、1953年〕）、薪炭の店舗は含まれていなかった。それほど薪炭の売買は日常化していたので、あちこちの所市・和市（地方市場）やその他大原女のような行商が取り扱ったのであろう。奥野高広『皇室御経済史の研究』（1942年、畝傍書房）によれば、平安期頃から皇室主<sup>モンリョウ</sup>殿寮領であった山城葛野郡小野山（近世の小野10か村地域が中心で、小野郷とは別である）の供御人は、薪炭や板材を生産し貢納する一方、洛中へそれらを販売していたのである。それらの点から同氏は、「其本質は他の供御人と等しく商人」（同書235頁）だったといい切っている。そういう点では、「生産」と「流通」とは密接に結びついている。同じく主殿寮領であった大原山（大原及び周辺山林）については、『小右記』寛仁2年（1018）11月1日条の藤原道長の言葉として多くの板松を貢納し、また炭や薪も上納したり、京都の市で販売していたことが

記載されているのである（奥野前掲書46頁、『角川日本地名大辞典26』276頁、1982年）。いま、近在から洛中へ生産者が薪炭を運び込んだ様子を彷彿させるので西岡虎之助『日本文学における生活史の研究』（1954年、東大出版）から「年中行事絵巻6」とその解説を引用してみよう。ただ、こういう生産物は、律令制の下で一種の公定価格で売買されたもので、決して自由な価格ではなかったことは注意する必要がある。なお、平安時代後期には、京都の近郊で、以上のような商品としての薪炭類の給源地の所属をめぐる住民の間で争奪戦（一種の入会紛争）が目立つ<sup>2)</sup>。

(ハ) さらに林業は、治水治山をはじめ公共性の極めて強い産業である。日本の国土の70%は林野で、しかも急峻な山岳地帯が多い。したがって、早く宗教的國家の建設された7世紀頃から政治上その点が注目されてきている。たとえば平城天皇大同元年（806）の詔勅でも、莊園領主の「王臣」や「社寺」やさらに豪民が林野等を囲い込んで、周辺住民の利用の妨害が頻発していたことに対して、彼等に「山川藪沢」を独占することを慶雲3年（706）の詔旨に基づいて再度禁じて、「山海の利は公・私共にすべし」と原則を繰り返した上で、平安遷都以来大井川上流地域から多量の木材伐採が行われたため、「山城の国葛野郡大井川は河水暴流し、すなわち堰堤<sup>しづみかく</sup>湮没す。材を遠き処に採り、還て灌漑を失う。ここによって国司等便を量り、河辺を禁制せり」（『日本後記』）と。以上のような木材過伐等の制限を含む治水治山政策は、時代が降って分権的封建制の鎌倉時代以降も原則的には変化することがなかった。『御成敗式目』の「新編追加」（1233）にも「山林藪沢公私共ニ利ステ自領地頭ヲイハズ先例アリテ用水ヲモ引ク、草木ノ樵<sup>ショウ</sup>蘇<sup>ソ</sup>ヲモスルナリ、武家モ此儀ナリ、但地頭ノ立野在林ニハ寄付カズ」とある。

「地頭ノ立野在林」とは「近世の固有の意味での御林山（後述する）に類似するものであろう。この貞永式目は、後の室町幕府の法制としてそのまま受けつがれ、戦国大名の分国法の母胎になるほど、武家法制に大きな影響を与えた。もっとも、「山林藪沢公私共に利す」といっても、それはたんに原則を示したに過ぎないもので、現実には用益上の紛争はあとを絶たない。早い例では貞観元年（859）3月4日、河内国と和泉国の各住民が陶器を焼く薪を取る山林について争い、中央政府の裁判で和泉国の住民が勝訴している（『日本三代実録』）。なお、林業近世史家所三男氏は、貞観年中（860-876）に木曾谷に起った信濃国と美濃国の国境紛争について「正史に現れた最初の『山論』（『日本産業史大系・中部地方篇』392頁、東大出版）と主張しておられるが、この方は地方住民には関係のない、両国司の管轄争いであった（『日本三代実録』）。しかもこのような国境紛争は、木曾谷が最初ではなく、それ以前の延暦16年（797）にも甲斐・相模両国の間で起きて、裁定が行われている（『日本後記』）。

なおまた、公共性の一環として、古代から植林政策が進められてきている点も注目しておく必要があるだろう。天平15年（743）の「墾田永年私財法」以前の慶雲3年（706）の詔では「王公諸臣」が山林を独占して周辺住民の用益を妨害することを禁ずると共に、住民が「宅辺」で植林して林とすることを「周二、三〇歩」に限り独占することを認めている。そして、約100年後の延暦17年（798）には「民要地」（必ずしも入会地ではない。「官」に対して「民」一般の用益地）のうち、林のための面積を貴賤に応じて5町歩までに拡大された。

林業の公共性は、産業としての林業が全国的に成立し、繁栄期を迎える封建制の再建・編成期の近世においても、もちろん政治権力によっ

てはやくから重視されてきている。すなわち室町期における幕府権力の無力化によって、下剋上の時代→戦国の動乱を招いたが、織田・豊臣・徳川の武家政権によって中央権力が再統一され、今度はきわめて集権的な（西欧的意味での）絶対主義的な封建社会が確立された。そこでの林業のもつ公共性はまず植林政策に具体的にみることができる。たとえば寛永19年（1642年）8月に幕府は、全国に対して「木苗など植え、然るべき場所には」植林をせよと令している如くである。もっとも近世では、藩によっては独自に植林政策を実施したところが少なからずある。たとえば福井藩では、慶長6年（1601）結城秀康入国以来、「農民に命じて松苗大小口三間に一本宛を植付しめ、爾來天和年中に至る迄その業を連続せしめた」（『福井県史』第2冊第2篇321頁）という。ただ経済的裏付けのないこのような政策が、全国的にみてどの程度に実効性があったものか、一般に疑問が残るとしなくてはならない。ただ藩の政策とは異なって、近世封建制の解体期である元禄年間（17世紀末）に農学者宮崎安貞が「深山幽谷の人遠く尋常の材木など運び出しては運送の労費多くして益なき所にて、杉・檜は其価三倍五倍も高直にて造作まけせざるゆへ、人馬の通ひ成りがたき奥山にも力の及ぶ程種へ置くべし。」（『農業全書』岩波文庫293頁）と、上野・丹波・吉野等の育林状況の実見のもとに農民達に育林の必要を力説しているのは意味が異なる。その歴史の意味は後述で詳細に述べる。

いま、公共性を強調した近世初期の儒者熊沢蕃山の見解を紹介しておこう。蕃山は、後で述べるように近世初期の日本森林の乱開発の実態を「天下の山林十に八尽き候」（『宇佐問答』）と捉えた上で、「山川は天下の源なり。山また川の本なり」とか「近年山荒れ、川浅くなれり。これ国の大荒れなり」（『大学或問』）と、山、

この場合は森林の崩壊が治水治山に限らず、国や自然環境または社会文化に与える影響が計り知れないことを早くから予想していたのである。その森林から林産物は採取されるのであるから、産業としての林業は、その基盤ともいべき森林の維持管理とは密接に関係しているわけである。近世中期の前後から全国的に始まる幕府や諸藩の御林山（正確には御留山）政策はこの流れの帰結であるが、その点は後述する。

- 1) ヨーロッパの都市規定としてイングランドの例を参考のため紹介しておく、中世史家 R. H. ヒルトンは、まず第一に「都市の住民が、農村の住民とは対照的に、自分の生産手段を自分で生産していないということである」と定義している。そして「生存のための食料生産に付け加えて、単純商品生産が行われたというのが、封建社会の一つの特徴であった。基礎的商品の交易は、8世紀という早い時期に、地中海沿岸の大部分の地域はいうにおよばず、アングロ・サクソン期イングランド、低オーヴェルニュといった地域の市場・小都市で行われている。農民たちが、塩とか手工業製品といった物質をえるために、余剰農産物を市場に出す必要があった、ことはいうまでもない」と述べている（『中世封建都市』《瀬原義生訳》10頁，19頁，2000年，刀水書房）。日本とそれほどの違いはない。
- 2) たとえば、京の北方へ凡そ50キロ、高野川に沿って薪炭生産地の八瀬・大原を過ぎて、当時はけわしかった花折峠を越えたところに、回峰修験で有名な葛川明王院の聖地（現坊村）がある。葛川にたびたび入って本格的な行者の修練をつんだ『愚管抄』の著書慈円（慈鎮和尚）が、青蓮院門跡や、そして天台座主に就いた建久3年（1192）の前後に成立した「葛川縁起」（『群書類従』第5輯）によると、聖地は相応和尚が貞観元年（859）に静寂・幽深の山岳に分け入って一草庵を結んだ修験の地で、その居住地の用益は、この地方の地主神である思古淵明神が一老翁と化して現われ授けられたと伝えられているように、現地住民の長老（「邑老」と称した）から譲られたもので、現在に至るまで正面に地主神社

が祀られている。その後同7年(865)に一堂を建立したものが葛川明王堂の起源で、比叡山無動寺の管理の下にあった。ただしその聖地は、その後も庄園ではなく、常住の僧侶と寺塔の世話人として初めは3名の住人(これを「根本住人」と称した)が居住した。〔これに似たような例は、滋賀県大津市田上森町の不動寺についてもある。俗に田上不動という田上山(太神山)の岩山に建つこの寺は、貞観元年(859)知証大師(円珍)の開基。寺の縁起によれば、園城寺の造営で良材を求めて太神山に入った知証が老翁に逢い霊木のあるを教えられ、それで仏像を彫刻して岩窟に安置したのが始まりだという(角川『日本地名大辞典』、滋賀県、616頁。)]

その境域の四至は、「葛川縁起」によれば東は比良山の峰で木戸(庄)と、南は花折峠によって伊香立(庄)と、西は<sup>カケコミダニ</sup>駈籠谷から<sup>カマクラ</sup>鎌鞍峰によって久多(庄)と、北は朽木街道の右<sup>ミネ</sup>淵によって朽木(庄)と、それぞれ接した9万8千町歩の面積を占めた。その葛川がそれより半世紀も以前の仁平2年(1152)には、すでに四方八方から柚人が入込んできて、伐採を繰り返していたので、常住僧から無動寺へこの仁平の解状(『滋賀県史第5巻』24頁、1928年)が提出された。すなわちその昔は住民は純朴で、伐採するのに常任僧に許しを求めたり、「邑老」(地元の長)に断っていたものだが、「近年以来隣境、山木切尽しの後、十方柚人等山内へ闖入して、恣に材木を切り取る」ので「制止致」したいと。そこで今後は、「北は川交を限り、南は一瀬、その間柚人を入れず、山中安穩、寺辺清渌」を維持したいと提案して、同寺行者・三綱、大衆等から「常住僧等訴え申す旨、道理明白也」として認められた。この「仁平の証文」(元應元年〔1319〕訴状の文言)こそが「葛川縁起」のさきの四至の基礎となったもので、またその後周辺に庄園が成立してきてそれぞれの庄民と境界訴訟が頻発した時、「葛川縁起」と共に持ち出されている。ところで、それらの境界紛争の原因については、庄園側の権力を背景とした庄民の貢祖としての薪炭の数量をはるかに超えたその旺盛な生産活動にあるが、一方葛川の側においても明王院の内外の充実・整備や春秋の法会等のため、行者・常住僧が根本住人

の協力を不可欠とするところから、結局その人数の増加と浪人の流入とを認めざるを得ず、対立が生じたものである。その結果、葛川の住人達は、時代を経るに従いその数を増加し、元来からいえば単に寺塔の世話人であった住人が、同時に漸次薪炭や材木伐採等の山林経営に従事したり、耕地を開拓して、寺領が一つの庄園に変化してくるからである。(明応元年〔1492〕10月26日幕府奉行人の文書に「当所名主沙汰人」宛に「葛川庄を料所」とはじめて庄の名称が用いられている。)そして、周囲の庄園の中でもっとも頻繁に紛争が起った相手が南堺の伊香立庄で、同庄はいわば葛川のように無動寺を預所、京都の青蓮院を本所とした。いま紛争の一端を紹介すれば、建長8年(1256)の葛川常住僧決辨の伊香立庄への抗議によると、伊香立住人等は自領内の山林を切り尽してしまっ、て、「日別炭を納め難き云々の由を嘆き申す間」、当御領(葛川北方の下立山)に入って庄官3人が各一つづつ炭釜を作り、林出しの後、停止させた。ところが、その後も伊香立住人が「永久に乱入し」、葛川側が調べたところ「炭釜三百余これあり」(『葛川明王院史料』44頁、吉川弘文館)と、葛川常住僧達は訴えている。

また、さきにふれた京都西北の小野山の場合、応保2年(1163)6月20日小野山郷民の解状によると、釜殿(湯沐を司る)及び炭焼雑人が小野山の中心地を占拠し、供御人が公私の薪炭材であるからと制止したが、かえって激しく罵り、果ては殺害せんとするほどだったという。供御人が属した「主殿寮は所役繁多であるが『所募最少』であるから、山木を以て種々の公役を勤仕している。然るに小野山、東方は賀茂社氏人が乱入し、西方は仁和寺が寺領と称して山守を置き、南方は釜殿等が占拠し、北方は修理職が柚山と号して違乱に及んでいるが、斯の如き地域は悉く主殿寮の四至内であるから、釜殿雑人等の乱入を止め、本寮をして之を安堵せしめられむことを請うた。而して同年9月20日附官宣旨を以てこの解状は聴許された」(奥野前掲書、202頁)と。

またさらに、小野山の<sup>ツクテ</sup>作手(白炭・松明等の生産者)は北方の周山街道を隔てて対する同じく主殿領の細野郷作手と結んで、宇津郷



(吉富荘の中心)と堺相論(宇津からみると「炭運送通路」の問題)を建長2年(1250)から応永19年(1412)まで継続している。その論点は宇津郷から小細川を遡って細野・小野山を経て京へ至る通路を小野・細川作手が閉塞したことにある(文永5年12月『小野・細川御作手等重ねて言上』)。その文中で「當御領は寛治年中(1087~94)建立、已送百八十歳星霜、吉富は承安(1174)庄号、八十余年以後也(仲村研『莊園支配備造の研究』一八九頁の古絵図)と主張している。

## 第二章 中世の伐出生産(木年貢制度)の実態

——日本林業の最先進地帯・京都  
山国黒田地方

近世になると、豊臣秀吉の統一権力による検地によって、幕府領でも大名領でもそれぞれ村高が確定し、その村高に免率をかけてその年の年貢高が決まる。いわゆる幕藩制行政村の成立で、法制史家中田薫氏は、この村を明治21年公布の市制町村制に基づく行政村(ローマ法的擬制人)と区別して実在的総合人と法的に規定した。また、そのほか交通賦役等の諸役や山年貢等の小物成が課された。それに対して近世以前の荘園制の下での公事・諸役は複雑で、また荘園毎に相当な違いが一般にはあった。それが近世になると全く一新されて、形式の上では村高に基づいた米年貢に統一されるわけである。ところが実は、その実態は、従来の近世史家の予想に反して、山間部の村々では近世初期から金納が断然多い。しかもそのうちで、若干の地方では、米納や金納の替りに木材を年貢として上納している場合もある。それを木年貢制度といい、林業の歴史研究では、これまでもっとも研究の進んでいた信州木曾谷がそうであった。

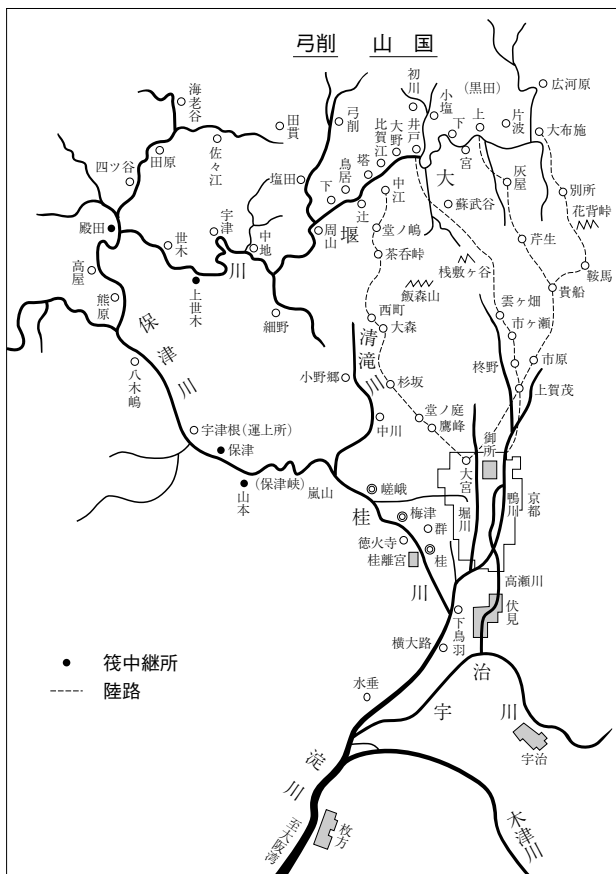
後述でもふれるように木曾谷の林業研究は、敗戦以前に徳川義親氏の『木曾林政史』(雑誌

『御料林』101号〔1936〕以降に掲載)によってその基礎が築かれ、戦後はその流れをさらに「発展」させた所三男氏の『名古屋木材市場発達史』(1957年、林業発達史調査会)、『近世林業史の研究』(1980年、吉川弘文館)に纏められてきている。その所氏によれば、木曾谷の木年貢、すなわち「役木は、生産物地代でなく労働地代」(前掲書、569頁)であるという。そしてその説は、しばしば他の近世史家にも受け入れられているのが実状である。ここでいう労働地代という用語は、マルクスが資本制社会以前のいわゆる封建制社会において被支配者である農奴の負担を相対的にまたは本質的に封建地代と規定して、それが労働地代→生産物地代→金納地代と継起的に発展していくと論じた場合の、あのもっとも原始的形態としての労働地代を考えておいて間違いないであろう。そういうわけで、果して近世の木年貢制度の本質を労働地代と規定することが妥当であるか否かを検証してみることが必要になってくるわけである。その検討のためには、まず、近世以前に伐出生産の支配的形態であった中世の木年貢制度の実態をいちおう明らかにしてみることが不可欠であろう。それは同時に、日本林業の最先進地帯の実態を問うことになる。

### 1 近世以前の山国荘(柚)の構造と伐出生産

わが国には、律令時代から何々柚の名称をもって呼ばれた地域があって、王宮や都、あるいは貴族・寺社等の建築用材が大規模に伐出された。それらの著名な柚の大部分は中世以前からの都である京都や奈良をほぼ中心として、その周辺の山間部に存在するといつてよい。たとえば日本学士院編の『明治前日本林業技術発達史』(49頁、1959年、日本学術振興会)によれ

地図1 山国村・黒田村・小塩村略図



藤田叔民著『近世木材流通史の研究』128頁より引用。

ば、その柚については大和3か所、伊賀11か所、山城2か所、丹波1か所（船枝柚）、近江5か所、美作1か所、周防1か所等が紹介されている。これから取りあげる丹波国山国荘も近世以前には山国柚という名称をもった地域である。しかも先にあげた地域の柚の大部分が9世紀後半から荘園に変貌して柚自体は消滅していくのに対して、山国の場合は荘園に変化すると共に、中世を通じてその後も山国柚としてもその存在を続けていく。たとえば山国柚に距離的に近い丹波国船枝柚、近江国甲賀柚、同田上柚、同高島柚、同朽木柚、同三尾柚等は中世になると柚としての存在は確認されなくなる。その点にまず山国柚＝山国荘の一つの特色があるといっ

よいだろう。もともと柚一般は、「王臣社寺」等による用材採出が目的で律令国家権力によって設置されたもので、「王臣社寺」がその「有要」を越えて周辺住民の田畑耕作や草木採取までを妨害することは律令制の原則、すなわち延暦17年（789）等の「山川蕪沢の利公私共之」から認められておらなかった。しかし他方では、柚工が定着して耕地を開発していくことも自然の流れで、「王臣社寺」の荘園獲得の要求とあいまって、柚はやがて荘園化していく。柚としての存在そのものはかくして終わる。

そこで、山国荘の分析に入ろう。山国荘（柚）の研究については、敗戦前に奥野高広氏の克明な研究『皇室御経済史の研究』（1942年、畝傍書房）（以下に奥野『正』と略す）、『同後篇』（1944年、中央公論社）（以下に奥野『続』と略す）が戦争中にも拘わらず出版され、学会に寄与した。また敗戦後に野田只夫氏の解説を付された貴重な資料集『丹波国山国荘史料』（1958年、史籍刊行会）（以下に

『A』と略す）が出版された。筆者の最初の報告は、以上の研究を参考にしながら伐出生産構造の面に焦点をしぼって纏めたものである（拙稿「林業経済史論(2)」[『林業経済』134号、1959年]）。ただ拙稿の発表をきっかけに、同志社大学「近畿地方村落の総合的研究」グループによる山国地方の調査が実施され、『中世山国庄史料』（1962年、以下に『B』と略す）と『中世山国庄枝郷史料』（1964年、以下に『C』と略す）が同志社大学人文科学研究所から発刊され、さらに続いて野田只夫編『丹波国黒田村史料』（1966年、黒田自治会村誌編纂委員会、以下『D』と略す）が出版された。そして同志社大学グループの総括として『林業村落の史的研

究』(1967年、ミネルヴァ書房、以下『E』と略す)も刊行された。その結果、今回は、それらの研究報告や史料を参考にしながら以下の拙稿は旧説の一部について再検討を加えたり、また旧説を再度強調したりした点のあることをお断りしておきたい。

山国柚は、近世の北桑田郡山国村、黒田三か村(以上は現京北町)及び愛宕郡花背村(現京都市左京区)の広大な地域に及んでいる。京都駅からバスで北上し、台杉で有名な北山丸太の産地、中川・小野を通過して周山街道をさらに北上し、途中周山町(現京北町)で乗り換え、旧山国村内を通過して終点の上黒田に到着する間、約3時間を要する地点である(地図I参照)。山林面積は村のほぼ9割に達するが、旧山国村内を大堰川に沿って開けた田畑の存在は、林業村落について見なれた者からみると、一寸意外な感を与える。中世末に公称68町余の田畑が存在した(『名主帳』)。現在の山国村だけで林野は、公有林13,388町余、社寺所有192町余、私有林23,061町余という広面積である(『京都府北桑田郡誌』)。とくに私有林が63%を占めていること、国有林が皆無であることは注目に値する。山国荘の天正14年(1586)「由緒書」によると、延暦3年(793)桓武帝以来、禁裏修理職領であったという。たしかに、応保2年(1162)6月20日付の主殿寮領小野山(近世の小野10か村)の郷民の解状の中で、「東方は賀茂社氏人が乱入し、西方は仁和寺が寺領と称して山守を置き、南方は釜殿等が占拠し、北方は修理職が柚山と号して違乱に及んでいるが、斯の如き地域は悉く主殿寮領の四至内である」(奥野『正』202頁)と述べている「北方の修理職(こそ)が柚山」即ち山国柚を指している。また山国の西隣である丹波吉富荘(=宇津荘)の承安4年(1174)の古絵図には「修理職柚山国郷」(仲村研『荘園支配構造の研究』189頁、

1978年、吉川弘文館)と記載されている。さらに山国荘の禁裏修理職領御柚という名称は、現地の地下文書(近世の地方文書に対比して用いた)の上では中世を通じて使われているから、その通りであろう。なお、和名抄(承平年間)には桑田郡10郷のうちとして「山国郷」が記載されているから、古代行政上の村落としてはその存在が認知されていたわけである。この場合、たんに自然集落ではない。もっともその郷内に自然集落が含まれていたかどうかは史料上確認できないが、建久7年(1196)「大布勢御柚補任黒田宮野之大明神宗売職事」とあって枝郷黒田村内の宮野(後の黒田宮村)の存在が認められるから、社を中心とした自然集落はすでに存在したものと考えてよい。この郷内における小集落の存否については後でもふれる。また山国荘名に関する最古の直接資料といわれている天元3年(980)2月の讃岐金毘羅宮文書「某寺資財帳」にある丹波国の部分は、「山国庄廿五町余加林十二町」「小塩・黒田三町」(『A』132頁)と記載されている。山国庄が本郷、小塩と黒田がその枝郷である。某寺は元東大寺僧朝南大法師の建立した寺である(仲村研『前掲書』84頁)。そこで、「山国柚が修理職(領)、山国荘(田地部分)が一時某寺領であったと推定されるが、柚と荘との分離支配から修理職領に統合される経緯は不明である」(仲村『前掲書』86頁)といわれている。その山国荘は、多くの研究者に、一時期某寺に施入されたが、それ以外「古代以来明治維新まで殆んど一貫して禁裏御領地」とそれこそ慣例的に度々報告されているが、たとえば康永3年(1344)9月3日付長信房に対する「丹波国山国庄御柚」の充行状(『A』12頁)があったり、また永享5年(1433)10月20日後小松法皇御逝去によって、「禁裏へ長講堂領・法金剛院領・丹州山国庄・灰形……等被進云々」(『看聞御記』永享5年12

月12日條)とあって、法皇の御領から再び禁裡領に戻ったりしている事実などから考えて、「一貫して禁裡御領」という点は、訂正する必要がある。そんな山国荘についての実態が明らかになってくるのは室町時代になってからである。

さきの「由緒書」によれば、はっきりと「山国本郷拾式箇村」とある。この取扱いは実は戦国期頃から本郷・枝郷の区別が解体してしまっている事実を示しているのである。「由緒書」以前の多分、室町時代の山国荘は、本郷として下・鳥居・辻・塔・中江・比賀江・大野・井戸の8か村が含まれ、その枝郷として小塩村・黒田3か村(上・宮・下)が存在した。もっとも近世の検地によって行政上独立してくるこの村は地下文書上確認されるのが14世紀以降である。ただし、それらの村は「郷」とはいわない。また「和名抄」の「山国郷」という名称が使用されるのは南北朝以前までである。なお、近世行政上の「村」につながる村落が地下文書等に確認できるのは山国荘ばかりでなく、近隣の明王院葛川(庄)、久多庄でも確認される。後述するように林産物の商品化を背景にして自然集落が惣として地域的に統合してくるからであろう。後述する。

### 1 本郷・枝郷の従属関係

まず、はじめに本郷・枝郷の従属関係は荘所有の山林を荘から黒田宮村へ売り渡した際にみられる。

山国惣庄山地売券写(『A』, 87頁)

売り渡し申す山之事

合壺ヶ所は

在所ハハイタカ山ヨリ下ハツ、ラカ谷ノ下ナル尾■ノホリコシ■大岩アリ岩ヲノボリニ尾ナリニ定ムカイハヒキワタシテフナノ木ニノ

ホリニ尾ヲノボリニ定

(四至をさらに詳しく説明しているが、略す)

右件之山は、丹州山国惣庄領。然りといえども要用あるによって、現銭は貳拾八貫匁ニ高銀下ニ、永代売り渡し申す処実正なり。末代として彼の沙汰人、地下長男の判形を加え、此の上は、向後他の妨げ有るべからず。(以下略)

応仁貳年戌子十一月十一日

(一四六八)

シャウ  
久景判

ヒカ 為清判	井戸村井	塔本村判
トリイ 清重判	大野村大	中村判
クホタ 久清判	比果江村土	鳥井村判
ミナクチ 千福丸判	中江村天	下村判

右のうち、姓名を書いた者が荘官久景を除いて4名いるが、いずれも公文、下司など荘の沙汰人である。そのほかに本郷8か村だけが加判している。その仕方は各村落からおとな(長男)がそれぞれ1名となっている。この点は、宝徳3年(1451)に枝郷黒田下村が同地内にある久喜谷山を「山国惣庄より永代黒田下村蓮花寺ニ」(『A』100頁)寄進を願いで惣荘が許したとき、その連印に「惣庄時古老」の立合いで本郷8か村だけから各1名が加印している(『A』93頁)ところにも同様にみられる。したがって、いちおう奥野氏のいうように「荘所有山林の処分は『本郷』のみで之を専決し、枝郷はこれに与っていない」(181頁)といえるが、本郷、枝郷の従属関係をあまり固定的にかつ近世的に考えると危険もある。というのは、対領主の関係で近世の村に相当するのは、中世の各村落ではなくしてむしろ各村落に属した名主の

集団を核とした惣荘であったから。しかも、その名主体制がすでに崩壊過程に入っている室町後期においては、いよいよ荘と村落の関係、したがってまた本郷と枝郷の関係は複雑な様相を呈してくる。詳しくは後述しよう。そこで、山国荘の支配機構から簡単にふれておく。まず山国荘は、太閤検地まで大筋において禁裡御料（または修理職領御杣御料）であって、禁裡では奉行として民部卿があたり、その下に権大納言を代官において地下を支配した。ところが、「多くの御領」と共に山国荘も「廷臣の請願」により請切りにすることがあったらしい。そのため文明12年（1480）前後は禁裡の収入が激減し、「請切」から「御直務の地」に改めることに苦慮したことがあった（奥野『正』80頁）。

山国荘の地下機構があきらかに分ってくるのはやはり室町時代に入ってからである。その機構は大杣方、棚見方の両方に区分され、それぞれ公文、下司のいわゆる下級荘官が各1人ずつ計4人就任して、ちょうど近世の村役人のように荘生活一般を管理し、統制すると共に、対外的にいちおう荘を代表する地位を示している。その他の荘官については、津領という筏搬出の事務に関する役職がこれまた両方から各1人置かれ、さらに時代によって別当、村職事、番頭、定使などが現われる。このうち別当、村職事は荘ではなく、荘内各村落の管理機関であったようである。大杣方、棚見方の区別については今のところあきらかではないが、かつて藤田元春氏が「禁裏へ上納すべき木材の伐採、搬出、受渡に関する任務を担当するを大杣方と云い、御用命の受諾、価格の協定、料金の授受、其他人夫の賃金等についての事務を掌りしものを棚見方と称したるにはあらずや。」（『京都府北桑田郡誌』637頁、1924年）と推定された。これに対し野田只夫氏は「語義その他よりみて大杣方は山林管理を主とし、棚見方は田地管理を主と

したものでなかったかと思う。しかし後にははっきりした区別はなくなったが、」（『A』27頁）と考えられた。さらにまた、仲村研氏は大杣方の「大杣」が大布施杣の省略からできた名称とみて、大杣方、棚見方を杣の地域的相違から起ったものではないかとみて、大堰川を挟んで山林を区別したのではないかと推測している（前掲書、93頁）。しかしこの場合、やはり棚見方が川の北川に位置する黒田3か村にもみられるから、説明が困難である。この管理機構の区別は、建久7年（1196）からすでに確認できる（『C』129頁）から、おそらく初期からであろう。と同時に、野田氏がいわれるように初期の区別が時代とともに形式化し、存続したものであろうと思われる。天正14年「由緒書」によれば、平安京遷都の折に設定された山国庄の地域は、東北は「鞍馬ノ奥はなせ峠境、東ハ長坂峠迄」で、寛文10年（1670）の「隣郷境目山国之圏績」にも「大布施、八榎貳ヶ村は古は山国之枝郷紛れなき也」とある。太閤検地によって近世村として独立する大布施村、八榎村は郡境の別所村と共にその時から三雲施薬院全宗に宛行はれ、同時に3か村は丹州から城州へ事実上郡の編成替えが行われたもの（奥野『続』309頁）である。要するに近世以前は丹州桑田郡修理職領山国荘地域の東北辺境に大布施は位置した。そして枝郷黒田村はその広大な大布施杣の周辺の自然集落に居住した人達によって成立した村落であった。したがって、地下文書によれば14世紀初期の貞和4年（1348）の譲状（『C』130頁）ではいまだに「大布施杣内黒田村」と記載されている。ところが、戦国期の天文19年（1550）の売券では大布施杣地域に存在する黒田村から逆に「黒田村大布施御杣」（『A』115頁）と黒田村内に存在する大布施杣に変化してくる。何故だろうか。もちろんその背景として黒田村が枝郷黒田村から本郷山国荘

と同程度に肩を並べるまでに、まず経済的に成長してきたからである。もともと枝郷の成立というのは、本郷「名主奥山出入の時、不意難しく、或いは深き雪路を塞ぐ有るは、黒田衆先達役として、往返の妨げなきを要す。もしまた里山その談合有り、諸用使い、則ち小塩衆此の例を勉める也。これ山国枝郷の証なり。」(寛文10年「丹州山国境内の目録」)とあるように、枝郷住民が現地で安住を認められた根拠は、本郷名主達の禁裡諸公事の遂行をいわば協力者として始めたことにある。その場合、その協力者がそれ以前からの自然集落の住民であったか、あるいは他からの浪人の移住であったか、また名主達の「従類」(子方の事)、「出入」(家来の事)、「別家」(俗に隠居株)であったか(『古家撰伝集覚書』)等は、はっきりしない。しかし、その点は、近世初頭になって山国本郷12か村の地域にさらに形成された「枝村」広河原村の成立過程そのものがある程度説明してくれるから、そのことを簡単に見ておこう。山国本郷12か村の東北部、大堰川源流地帯に位置する「奥山」648町余(寛政3年調べ)は、同様に元惣有林である馬場谷・蘇武谷・西谷のいわゆる「里山」と共に、太閤検地で12か村所持の山林として認められ、他方中世の木年貢が廃止され、新たに山年貢が課税された。その「奥山」に江州国境から入り込んできて「杣人山林を伐り荒す」からと12か村が話し合っ、寛永2年(1625)から「番人4、5人差し置き、雑木を以て木地を挽き、渡世致させ」たが、30年近く経った慶安4年(1651)奥山五人組改めでは69戸にふくれあがっていた(『D』、441頁)。念のため見ておくと、安政2年(1855)惣百姓連印で76軒であるから、この200年の期間には大雑把に言って7軒しか増加していないことになる。後半に、広河原村では「年数重り、段々子孫相増し候故」と説明しているが、近世初期の急激

な増加はとにかく異常である。その「枝村」広河原村と山国12か村との対立関係は、延宝元年(1673)頃からすでに公然となるが、正徳3年(1713)の訴訟で山国12か村は「広河原村の儀、年々申し上げ候通り、山国七ヶ村の内より家来筋目の者共、山番並に木地等を挽せ申し候て、山国村々へ助成に仕り来り候処に、いつそのほとより、我侬に往古より一郷の様申しなし、度々御上へも、御耳に如何敷事共申し上げ」(『D』16頁)、特に迷惑だと述べている。延宝2年の「宗旨改め」(『D』456頁)でみると広河原村の住民は281人、53戸は、山国12か村と黒田3か村地域、それに太閤検地で近世村としていちおう確立した芹生、灰屋、片波の3か村(近世では黒田6か村という)にそれぞれ存在している檀那寺の檀家で、8か村9か寺に属している。残りは近村佐々里村2戸、中世からの薪炭の集散地である鞍馬村9戸で、あとは京都天寧寺2戸である。ただし天寧寺の庵が灰屋村にあるから、その縁からの入植であったかもしれない。とにかく山国12か村が入植者を家来筋目とっているのは、それほどオーバーではなさそうである。彼等は、「妻子を養育仕り候」とはいえ「奥山を伐りあらし申すに付、十ヶ村(12か村の意で、黒田3か村を1か村と数えている)寄合い相談の上、雑木山の内、渡世の便に罷りなり候処を、拾ヶ年または15年を限り、少々代銀を取り、広河原の者共に雑木立も売り遣し申し来り候。その上薪こやし等は心侬に仕り候て、なお余り申す様随分宥免仕り候に付、只今は十ヶ村より心易く渡世仕る事、」(『D』15頁)と、12か村では訴えている。広河原は、大堰河支流沿いに杓子屋(船が原)、広河原、能見谷と奥へ10前後の字にそれぞれ散居して自然集落を形成したが、延宝4年(1676)に検地を受け、はじめて正式に広河原村七七石二斗九升二合となり、山国12か

村の惣作地となった。したがって形式としては広河原村 1 か村で下作を請負う形を取った。さらに延宝 6 年（1678）総検地で八九石二斗二合五勺となり、高の内 34 石余が 12 か村の惣作地で広河原村が一定の小作料を支払い、残り 54 石余が広河原村村民の事実上の高請地となる。しかし検地帳そのものは山国 12 か村が所持した。一方、山国本郷 12 か村にとって「奥山」は後述するように山役銭を負担した重要な山林資源（「黒田・山国大一の商賣山」と称した）であったから、住宅の周囲に新たに菜園や竹藪を作ることまで取り締まっている。そして寛文 5 年（1665）5 月の「広河原より古来取り置き証文」（『D』61 頁）は以下の通りである。

- 一．前々より御仕置の如く諸事 20 年以前古法を守り、新儀の所作仕りまじき事
- 一．請人これ無きものに一夜の宿もかし申すまじき候事
- 一．先年より御法度のごとくさえん場の外、少しも切畑仕りまじき候事
- 一．親子兄弟の内たりといえ共、其身の買請の外、自余の山内にては草壺本にてもみだりにさいばい仕まじき候事
- 一．山国より指図なく私に杉松並に雑木山林商買仕まじき事
- 一．御領分山内にてひわたはぎ申す儀は、先規より御法度に候。此以後いよいよ堅く相守り候事
- 一．山国御領内川柳以下迄、下知なく切取り申すまじき候事
- 一．切畑開発の内に竹林茶柿諸色樹物仕まじき候事
- 一．他所より買酒の商買、自今以後堅く停止せしめ並に壺銭の儀も諸勝負仕まじき候事
- 一．何事によらず奥山中に新儀の作法仕まじく候、在々所々下方郷方の分は万事本郷の

指図請、兼て儉約に相心得べき候事

以上の条々を提出させている。さらに翌寛文 6 年（1666）幕府の畿内諸代官による水源・川筋の保護のための巡察をきっかけに、山国ではこの幕府の「山川掟」（『A』305 頁）の掲示板を現地に建て、「広河原村は往古より山国十ヶ村領にて、諸事何事も山国より下知いたし候故、右制札山国より建て置き候」を補足している。これ以後、厳重な管理下におかれた広河原村が 12 か村の足枷からいかに自由になるかの斗争が村の歴史となる。まずそのためには隣村で支配領主の異なる大布施村等の援助を利用したり、奉行所に愁訴を行ったり、ついには江戸表へ籠訴まで断行している。しかし遂に明治期まで実現できずに終わっている。「奥山」は、明治 4 年によく 12 か村から広川原村へ 2200 両で売り渡された。

そこで、中世の本郷・支郷の関係に戻ると、すでにさきに史料を掲載したように、14 世紀後半以降たびたび枝郷黒田村が山国荘本郷の惣有林を賣買や寄進という形で獲得していることに注意する必要がある。次の通りである。

- 一．嘉慶元年（1387）12 月、山国荘の惣有林である黒田村内の伊佐波山を先代官の次郎左衛門尉波重支配の時、黒田村より、銭一三貫文借財をしたので、惣庄衆儀を経て黒田村に永代支給した。
- 二．宝徳 3 年（1451）8 月、山国惣有林である下黒田村にある久喜谷を下黒田村が蓮華寺燈油料として望むので、寄進する。
- 三．応仁 2 年（1468）11 月、山国荘本郷が金銭の必要から黒田宮村にある「ハイタカ山」を黒田へ 28 貫で永代売渡す。
- 四．延徳 4 年（1492）7 月、山国荘（里）が片波山を黒田村へ御材木御問いの仲介で永

代売渡す。

この四例から、この時代、山国莊本郷が経済的に詰り、一方枝郷の黒田村がかえって余裕がある状態が推測されるであろう。以上のような状態を背景として、これまで枝郷として従属的地位にあったその枝郷小塩郷・黒田郷が山国本郷と対立し、文明14年（1482）8月論争を惹起する。奥野氏によれば、「文明15年本郷と枝郷とが相論に及び、本郷は貴布称、市原野の郷民と結び、枝郷の通路を塞ぎ、ために枝郷は独立しようとする形勢を馴致したが、禁裏ではその対策に腐心せられた。親長卿記」という。この相論は、前年8月28日に起ったもので、本郷が枝郷の緩怠をせめて加茂社家に働きかけ、黒田村・小塩村郷民の林産物、殊に炭の京都市場出荷を妨害したわけである。山国では木材は主として大堰川から筏で出すが、薪炭類は人の背や牛馬で峠を越えて搬出、鞍馬・貴船にある数軒の間屋が中継した。さきの延徳4年（1492）の片浪山売買で、「里と黒田村論所地」を材木御間いが仲介したとあり、また明応10年（1501）2月5日『忠富王記』に「本郷と小塩保、相論ラツキヨキワシ落居了」とあるから、十数年この相論は続いたらしい。しかしその後も本郷と枝郷黒田村との対立関係は時に「熱い戦争」となっている。仲村氏は、黒田宮村の『菅河氏代々ノ記録』によって、「永禄年中にはこの対立はますます深刻となり、戦いに及ぶことが度々あり、黒田の名主和田兵庫、坂尻のほか多勢が戦死しており、西丹波の郷士衆を介して和睦したと記し、『山国より寄せ参り候と承り候へば、妻子老人は皆中食（黒田の自然集落）の奥、方々へにげ行き、頭分の者は下知仕り、若キ輩は随分働き候と老人衆の咄ハナシにて候。取合い仕り候ても、山国は多き村にて多勢参り候。黒田は小勢にて山国へ打て出る事は御座なき様に承り候』（前

掲書、91頁）と述べている。以上のような「熱い戦争」も既述したように戦国から近世初期にかけて「山国本郷拾貳ヶ村」に解消してゆく。

（未完）